

史料紹介

日独医事協定関係史料 草案作成と締結経緯

岩間 有希奈

はじめに

一 石橋長英の渡独と草案の作成

二 協定締結当事者の選定

おわりに

はじめに

一九三九年六月二日、外務省の外務大臣応接室において、「日独医事協定」⁽¹⁾の調印式が挙行された。この協定は日本側の締結当事者を日独医学協会とし、またドイツ側の当事者を全国医師院(Reichsärztekammer)として結ばれたものである。協定文は一七カ条から成っており、日独の医学、医療、保健並びに社会施設等を通じて両国医師間の友好関係を緊密にすることを最大の目的としたもので、前年に締結した日独文化協定に引き続き協定として、日独間の交流を拓くことを期待されたものであった。⁽²⁾

これまでに、日独医事協定について触れた論考はE・クラスや

H・ビーバーによって提示されているが、ごくわずかに言及されるに留まっている。本稿では、本協定文が編綴されている外務省記録B1.0.0.J/G1「日、独文化協定並医事取極関係一件」をもとに、協定締結の経緯、また締結当事者の選定に関する史料を取り上げる。

なお、「日、独文化協定並医事取極関係一件」の目次は「(一)文化協定関係」、「(二)医事取極関係」、「(三)新聞切抜」の三部構成となっている。本稿では「(二)医事取極関係」に所収されている、日独医事協定締結の経緯およびその内容の調整に関する史料について、同時代の日本の医学関係者らが医学雑誌に投稿した記事などを参照しながら、政治的背景および、本件に関与した医学関係者の活動、また外務省側における協定の位置付けなどを考慮し、本協定の草案作成および締結経緯について紹介する。

一 石橋長英の渡独と草案の作成

日独医事協定締結の契機となったのは、日独医学協会会長を務める

石橋長英⁴の渡独であった。石橋は第一次世界大戦によって一時冷え切った日独関係を再活性化させるため、一九三四年に国際医学協会を設立し、日独間を中心とした学術的交流を展開していた人物であった。石橋は一九三六年一月一日に日独医学協会を設立し、本格的に交流活動を行った。⁵その代表的な活動として、一九三八年四月にドイツより元フライブルク大学総長で細菌学者のパウル・ウーレンフート (Paul Theodor Uhlenhuth) を日本へ招聘して講演会を開催した。この講演会開催に伴い、第一次世界大戦開戦以前にドイツへ留学した日本人医師たちを含めたコミュニティが創出され、再度、医学を通じて日独間交流の深化が図られた。⁶

「(二) 医事取極関係」の冒頭二ページ目から始まる、石橋長英の名で記された文書「日独医事協定締結交渉経緯」【史料一】において、一九三八年九月にニュルンベルクで開催された国民社会主義ドイツ労働者党 (ナチ党) の第一〇回党大会に、石橋が賓客として招待され、そこで全国医師指導者 (Reichsärztlehrer) のゲルハルト・ヴァーグナー (Gerhard Wagner) より日独医事協定の締結について提案された旨が報告されている。この文書の作成年月日について記載は無いが、内容から石橋が帰国後に本件を外務省へ持ち込む際に作成されたものと考えられる。

史料では、この時ドイツ側の医師の中に、すでに訪日経験のある人物が二人同席していたことも付記されている。一人は前年四月に日本へ招聘された前述のウーレンフートと、もう一人はグライフス

ヴァルト大学教授で皮膚科医のヴィルヘルム・リヒター (Wilhelm Richter) であつた。⁷リヒターも日独軍医団の一人として日本に派遣され、日本軍の衛生施設などの視察を経験した人物であつた。石橋はこの二人とヴァーグナー、全国医師院の幹部、ヒトラーの侍医らとの食事会に参加した後、ヴァーグナーより日独医学の提携に関する協定について意見を求められたという。石橋は日独間の伝統的関係に基づき、より一層の提携・協力の必要性を述べ、賛同を示したことが述べられている。

協定の具体的内容の調整については、全国医師院の外国部長カール・ヘーデンカンフ (Karl Haedenkamp) と直接折衝する運びとなり、党大会終了後に石橋はベルリン医師院の事務所にヘーデンカンフを訪ねた。草案の作成は九月一三日に実施され、これを基礎として協議が行われ、引き続き一六日、一八日にも追加修正点に関して調整が重ねられた。⁸その際、ヘーデンカンフに対して石橋は、日独医事協定の締結について、この時点でまだ締結されていなかった日独文化協定の「予備工作」として日独医事協定を締結し、将来的に文化協定に編入することを提案しており、これに対してヘーデンカンフも賛同を示した旨が報告されている。⁹

日独文化協定が締結されたのは一九三八年一月二五日であり、石橋がドイツで日独医事協定について協議していた時期は二か月以上前のことであつた。結果として、日独医事協定は文化協定の一事業という位置付けで締結されるに至ったものの、本来は日独文化協定を先導

する形で医事協定が締結されることを企図していた点が、石橋の「日独医事協定締結交渉経緯」の中で述べられている。日独医事協定関連の文書が、日独文化協定と同じ簿冊に編綴されていることの一つの理由として、この二つの協定締結の背景に以上のような関連性があるためと考えられる。

外務省において日独医事協定を担当したのは、文化事業部第二課の外務事務官、箕輪三郎であった。箕輪が記した文書【史料二】によれば、石橋は帰国した後、年末頃に文化事業部にこの件を持ち込んだとされている。当初、石橋は第二課の課長であった市河彦太郎に協定締結の話を提示したものの、市河が長期間欠勤することとなったため、事務官の箕輪にこの件が委ねられた。

日独間の文化協定締結以前に、外務省は一九三八年一月に初となる包括的文化協定をハンガリーと締結しており、これに際して所管の文化事業部が文化協定に関する調査研究を行っていた。その際、調査の中心的存在となったのが箕輪であり、一九三八年に国際文化事業パンフレット第一五編『外交の新しい指標——文化協定の話——』を通して、国際的な文化協定事業の意義や効用について報告した。⁽¹⁰⁾ 以上のことから、日独間の医事協定の締結は、当時の外務省の中で文化協定政策に精通した人物によって担われていたことが読み取れる。

当時の日本の対外関係からも、文化協定政策に重要な意義が付与されていたことは明らかである。一九三一年九月の満州事変、そして三三年の国際連盟脱退によって、日本は東アジア地域におけるワシン

トン体制の破壊に踏み出し、国際的孤立を深めつつある時期であった。こうした経緯から、箕輪は日本への「野蛮さ」や「暴力的」なイメージを払拭するためにも、国際主義的行動の必要性を認識していた。文化協定は名称の通りあくまでも「文化的」なものであり、枢軸国同士に限らず、様々な国家との締結が可能な協定と位置付けられていた。⁽¹¹⁾

同時期のドイツにおいては、外相コンスタンティン・フォン・ノイラート (Konstantin von Neurath) によって親中政策が推進されていた。しかし、一九三八年二月にノイラートが失脚すると、次の外相ヨアヒム・フォン・リッペントロップ (Joachim von Ribbentrop) によってその方針は覆され、親日路線へと変更された。以前よりリッペントロップは独自の外交を非公式に展開しており、ベルリン駐在日本大使で陸軍中将の大島浩との接近によって、二重外交が継続されるに至った。⁽¹²⁾ 日独医事協定についても、交渉経緯の文書を見る限り、石橋から外務省側に対して事後報告の形式をとっており、事前に外務省側へ情報が提供されていなかった様子がうかがえる。

一九三八年頃の外務省文化事業部では、文化協定の締結事業を軸に国際的孤立の回避が模索されており、日独医事協定についてもこの文化協定の事業の一つとされていた。このことから、医学関係者らが当初発揮しようとしたイニシアティブは、文化協定の枠組みの中に収められたとも捉えることができる。

二 協定締結当事者の選定

日独医事協定を締結するにあたって問題となったのは、日本側の締結当事者の選定であった。ドイツ側は、すでに全国医師院が締結当事者となることを決定事項としていたが、石橋がドイツでヘーデンカンブらと協議した際には、日本側当事者は定まっていない状態であった。

【史料一】

一九三九年二月一五日の文書「日独医学協定ニ関スル件」【史料二】において、日本側の締結当事者候補として日本医師会の名が挙げられたものの、同会が締結当事者となることについて不適当であるとして、以下の通り四点に分けて理由を説明している。第一に、日本医師会は開業医のみによって構成された組織で、主な事業は国内の厚生問題や診療、健康保険に関するものであり、さらに内部に不和が生じているため、対外関係について内部で一致協力することが困難であること。第二に、協定締結のための委員会を構成したが意見がまとまらず、また財政面も厄介であり、さらに日本医師会と委員会がこの協定に深入りすることは、日本の医学界がドイツに偏重している印象を内外に与える可能性があること。第三に日独医学協会はドイツからの学者の招聘をはじめとして、各種事業を実行した実績があり、日本の医学界においてもその声望はすでに公認されたものであること。第四に、ドイツ側からも本協定の実施は日独医学協会に依頼したいとの旨が伝えられており、またドイツ側がこの件に関心を示しているうちに一日も早く成立したい、という以上の理由が列挙された。

とりわけ、第二の理由の中で、日本医師会が締結当事者となるこ

とで、日本の医学界全体がドイツに偏重していると見られる可能性を懸念していたことについては、協定締結当事者の選出に大きな影響を及ぼしたと考えられる。外務省側が日本側の当事者として日本医師会ではなく、石橋率いる日独医学協会を認めた背景には、対外的な要因も含まれていたことが読み取れる。⁽¹³⁾ こうした経緯から、一七カ条の協定文を有した日独医事協定【史料三】は、一九三九年六月二日に全国医師院のヘーデンカンブと日独医学協会の石橋との間で締結に至った。

その後、一九四二年七月九日に外務省で開催された日独文化連絡協議会第一四回会議において、ドイツ側委員より、ドイツ側の当事者が内務省の一局であるという理由から、日本側にも同格の国家レベルの組織に変更することを要請しており、その一例として一九四二年結成の日本医療団が適しているかという質問が投げかけられた。しかし、日本側は日本医療団が医師を統制する団体ではないこと、また日独医学協会を統制する機能を有していないとの理由から、適当ではないとして退けた。【史料四】

外務省側の「日本の医学界全体がドイツに偏重しているとみられる」という懸念が、締結当事者の選定に一定の影響を与えた可能性も認めつつ、しかしながら実際に日独医学協会が締結当事者として適当であったことも、以下の理由から明らかである。

まず、第一次世界大戦後の学術界における動向に注目すると、敗戦国として学術界における地位が低下していたドイツを救うため、最初

に働きかけたのは日本の医学関係者たちであった。

第一次世界大戦終結後、万国学術研究会議では、敗戦国の研究者について、会議への加入や、会議傘下の学会などへの参加が、定款によって許可されていなかった。⁽¹⁴⁾ 一九一八年にロンドンで開催された万国学術研究会議発足のための王立協会主催の会議において、日本代表として帝国学士院から参加した物理学者の田中館愛橘と化学者の櫻井錠二の二人は、旧同盟国を排して新たに国際的な団体を設立するという決議に当初賛成していた。これに対して、日本国内でドイツ留学経験者を多く擁する医学界から大きな反発が生じた。医学者の長與又郎は、万国学術研究会議がドイツとオーストリアの排除を停止の上、共同で学術研究を希望する旨を決議し、万国学術研究会議に伝えることを提案し、可決に至った。⁽¹⁵⁾ その他にも、日本側から戦後の困窮に直面するドイツの医学界に対して見舞金を送られ、さらには独逸医家慰問会を設立して組織的に寄付金が集められていた。こうした日本の医学界の活動によって、日本人医学生のドイツ留学も本格的に再開された。⁽¹⁶⁾ 石橋が中心となって日独医学協会の前身となる国際医学協会を設立したのは、この最中のことであった。

これらの経緯を踏まえて、日独医学協会という組織は、ドイツ留学経験のある医学者の集団であり、また第一次世界大戦後の日独間学術交流を再興隆させるためのプラットフォームとしての機能を果たしていたといえる。以上のことから、日独医事協定を締結するにあたって、外務省と日独医学協会の両者の思惑が一致していた上、日独医学協会

は、第一次世界大戦によって中断した日独間の医学者交流の再開を確実に後押しした団体の一つであったことが史料からうかがえる。

おわりに

本稿で取り上げた日独医事協定の締結をめぐるいくつかの史料から、以下のことが読み取れる。

まず、第一次世界大戦後の日独間の交流の舞台裏には、外交官や軍部が主導したものだけでなく、日本の医学界からもドイツ側への積極的な働きかけが存在していた。本史料は、医学者同士の日独間交流が協定締結の基盤となっていたことを指し示すものである。また、日独文化協定の「予備工作」として日独医事協定の締結を先導しようとしていた様子から、日独間の文化交流の先駆者としての医学関係者たちの自負が垣間見える史料とも捉えることができ、第一次世界大戦開戦以前にドイツ留学を経験した医学関係者のイニシアティブがうかがえる。とりわけ、外務省関係者を介することなく、日独の医学関係者同士で協定の草案の大部分を作成していたところに、顕著に現れているといえよう。

また、外交に積極的に関与しようとする医学者たちが政治性を帯びた存在であったことを示す一方で、ドイツとの距離感を保ちつつ、日本との文化的な面を対外的に宣伝しようと努める外務省側が、医学関係

者を文化協定の枠組みに組み込みながら締結を進めようとする様相が見受けられる史料でもある。

本稿で取り上げた日独医事協定は、既述のとおりこれまで日独文化協定の一事業としてわずかに言及されるのみであったが、締結経緯に

注

(1) 協定の正式名称は「日本国独逸国間文化関係ノ完成ヲ目的トスル日独両国医師ノ協力ニ関スル財団法人日独医学協会及独逸国医師院間取極 (Vereinbarung zwischen der Deutschen Reichärztekammer und der Japanisch-Deutschen Medizinischen Gesellschaft über die Zusammenarbeit der deutschen und japanischen Aerzte zum Ausbau der kulturellen Beziehungen zwischen Deutschland und Japan)」 「日独医学協定」と表記される場合もある。

(2) 「日独医学協定正式に成立 両国医師の友好益々緊密 六月二日外務省で調印式挙行」(『医海時報』二三三六、一九三九年) 二六頁。

(3) クラース E: 「二つの世界戦争のはざままで 一九二〇〜一九三九年 / Die Zeit zwischen den Weltkriegen 1920-1939」(クラース E: 比企能樹編『日独医学交流』三〇〇年 300 Jahre deutsch-japanische Beziehungen in der Medizin』シュプリンガー・フェアラーク東京、一九九二年) 五九頁。
Bieber, Hans-Joachim. *SS und Samurai : Deutsch-japanische Kulturbeziehungen 1933-1945*, Iudicium, 2014, p.628, 629.

(4) 石橋長英 (一八九三〜一九九〇) は、一九一八年に東京帝国大学医学

ついでに史料を改めて考察すると、その現場には医学関係者という忘却されたアクターの存在が認められる。今後、日独交流の歴史を新たな角度から再検討する際、本史料は有益なものとなるであろう。

部を卒業後、東京女子医学専門学校(現東京女子医科大学)、日本医学専門学校(現日本医科大学)で教鞭を執った後、小児科医として開業。一九三四年に国際医学協会を設立以降、医学者の国際交流に携わる。石橋長英『石文記』スズケン、一九八四年、九〇頁、五〇九頁。

(5) 日独医学協会の顧問および賛助員には、細菌学者の稲田龍吉や内科学の基礎を築いた入澤達吉、東京帝国大学総長で病理学者の長與又郎など、当時の医学界を代表する名が並んでいた。石橋長英「日独医学協会創立一周年を迎へて」『鉄門』(一六(二)別冊、一九三七年) 九八頁。

(6) 『週刊医界展望 ウーレンフト教授来朝記念特集号』(二七二、一九三八年) 五頁。

一九三八年以降の石橋とウーレンフトの交友関係については以下に詳述されている。『石文記』前掲、一八〇〜一八四頁。

(7) 二〇一一年より、ナチ期におけるグライフスヴァルト大学の国民社会主義への関与について体系的な調査研究プロジェクトが実施された。その紹介サイト内に、リヒターに関するページが公開されている。

<https://ns-zeit.uni-greifswald.de/en/projekt/personen/richter->

wilhelm/

（最終確認二〇二四年二月一九日）

- （8）外務事務官の箕輪は、石橋が持ち帰った日独医事協定の草案について、日独医事協定締結一周年を記念した講演の中で、「殆んどそのまま日独文化協定の趣旨に基づく細目的取極めとする」こととなったと述べている。この協定によって、一九四〇年七月には日独医事協定に基づく最初の医学使節団を組織し、渡独することが一周年講演において言及されていた。箕輪三郎「日本の対独文化事業」（日独医学協会編『日独医学協定締結一周年記念講演集』日独医学協会、一九四〇年）六五頁。
- （9）ヘーデンカンフについては、一九八九年にベルリン州医師会主催のもとで開催された展示「Der Wert des Menschen: Medizin in Deutschland 1918-1945（人間の価値 一九一八年から一九四五年までのドイツ医学）」において、一九三三年以降、医学界のユダヤ人医師排除を先導した人物として取り上げられている。Pross, Christian, Aly, Götz. *Der Wert des Menschen: Medizin in Deutschland 1918-1945*, Edition Heinrich, 1989, p. 94. ヴァーグナーについても同様のことが以下の研究で述べられている。Kravetz, Melissa. *Women Doctors in Weimar and Nazi Germany: Maternalism, Eugenics, and Professional Identity*, University of Toronto Press, 2019, p. 133-135.
- （10）箕輪が続いて発表した論文「国際文化協定概説」（『法学協会雑誌』第五六巻第六号）について、東京帝国大学の国際法学者であった安井郁は、世界中のどの国際法学者の論文よりも纏められていると高く評価したという。清水雅大『文化の枢軸 戦前日本の文化外交とナチ・ドイツ』（九州大学出版会、二〇一八年）二四頁。
- （11）同右、二九～三一頁。
- （12）同右、五三～五五頁。
- （13）日独医学協定締結について特集した記事内で、日本側の締結当事者を日本医師会ではなく民間の団体である日独医学協会が担ったことについて、日本医師会の力が認められていないことが要因であると指摘がなされている。日本の医学界がドイツのみに偏重することを懸念していた外務省側の意図は、医学関係者には伝わっていなかった可能性もある。那須久憲「日独医学協定の全貌」（『医療及保健』四（六）、一九三九年）四六～四七頁。
- （14）岡本拓司「第一次大戦後の科学界 ドイツ人排斥と日本の科学者」（『数理科学』五一（六）、二〇一三年）七二頁。
- （15）一九二〇年当時、ベルリン大学はすでに留学生を受け入れており、日本人留学生も少なからず存在していた。ベルリンに滞在する医学、薬学、工学、法学などの分野の留学生などが所属する「伯林日本人会」もまた、将来的な日独関係の修復を目的として、帝国学士院に向け、万国学術研究会議の決議に関する反対運動を行っていた。「伯林日本人会決議 帝国学士院に電請し来る」（『医海時報』一三六七、一九二〇年）一三五〇頁。
- （16）岡本拓司 前掲、七三～七四頁。

【史料】

〔凡例〕

- 一、以下の史料は、当館所蔵史料の「日、独文化協定並医事取極関係一件」より一部を抜粋し翻刻したものである。アジア歴史資料センターのデジタル・アーカイブでも公開されており、各史料の冒頭にレファレンスコードや画像番号等の情報を記載している。
- 二、原則として旧字は常用漢字に改めた。
- 三、〔 〕内において史料情報を追記した。

【史料一】

〔「日、独文化協定並医事取極関係一件 2. 医事取極関係 分割 1」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:B04013475100 (第 111 ～ 138 画像目)、「日、独文化協定並医事取極関係一件 (B.1.0.0.J/G1) (外務省外交史料館)」〕

〔封筒〕

日独医学協定締結交渉経緯 (箕輪の印)

〔本文〕

石橋長英

昭和十三年七月十八日余は日独医学協会を代表して渡独し日独医学の伝統的関係の強化促進に資せんとして日独医学親善講演旅行の傍ら本協会の今後の事業其他に就き独逸医界各方面と種々交渉協議した。

九月初旬ナチス党大会にヒットラー総統の招待により賓客として参列した。其二ユルンベルク滞在中同月九日独逸国医師院 (Reichsärztekammer) の指導統監ドクトル・ワグナー氏 (Reichsärztlehrer Dr. Wagner) が特に余の為に晩餐会を催された。

其際元フライブルク大学総長ウーレンフト博士並にグライフスワルド大学教授リヒター博士も共に列席した。因にウーレンフト博士は昨年四月我が日独医学協会の招聘に依り来朝、各地大学に於て講演を行ひ且つ医学界各方面に亘り見学し又リヒター博士は訪日独逸軍医団の一員として派遣せられ我国に於ける各衛生施設及び日支事変の第一線に於ける我が軍陣衛生をも親しく視察された。

当日我々は先づナチス党副総理ヘス氏に引見された。同氏は『独逸は日本から医学の上に於て特に伝染病の研究と疾病の予防に就て学ばねばならぬ事が多い』旨を述べられ、前記両博士も親しく見聞せる日本に於ける医学の状況其他に就て交々語られた。食事を共にしたのはドクトル・ワグナー氏を始め独逸国医師院の幹部、ヒットラー総統侍医、前記両博士等であつた。

食後ワグナー氏は余に日独医学の提携に関する協定に就き意見を求め余も亦従来の日独両国の医学の伝統的關係に基き一層の提携協力の

必要なる旨を述べ之に賛意を表した。其の具体案に関してはベルリンに於て独逸国医師院外国部長ドクトル・ヘーデンカムプ氏と直接折衝され度しとて同席のベルリン医師院のドクトル・ハウボルト氏にワグナー氏よりその旨が伝へられた。

党大会の終了と共にベルリンに帰り先づヘーデンカムプ氏をベルリン医師院の事務所に訪問し日独医学協定に関する話をなし九月十三日に草案を作り之を基礎とし協議する事となつた。

十三日ホテルカイザーホーフにて正午よりヘーデンカムプ氏と二時間に亘り相談した。

其時同氏は本日は独逸国医師指導統監ドクトル・ワグナー氏の命により此の交渉を開始すると冒頭し、協定に関する原案を提示したのであつた。そこで相互に隔意なき意見の交換をなし協議を行ひ二、三の事項に就き変更する処があつた。

其後十六日に再び会合し更に十八日に協議を続行し協定事項に就き追加修正する処あり。余は本協定をして将来締結さるべき日独文化協定の予備工作たらしめんとする事の提案をなし之に對してヘーデンカムプ氏も賛成したのであつた。

斯くして本協定條項に関しては日本に於ける締約当事者並に修正を留保して大体に於て相互に了解した次第である。

右原案は医師指導統監ワグナー氏の承認を経てサインされたのである。

次でミュンヘン大学に於ける余の講演の日即ち十月十四日に独逸国

医師院に於てドクトル・ヘーデンカムプ氏立ち会ひの下にワグナー統監と会見し種々意見の交換をなし原案に見る如く署名し一通は独逸国に一通は余之を携帯して帰朝したのである。

右協定原案は九月初旬に作製されたるを以て日独文化協定締結（十一月二十五日）の以前なる為め前述の如く日独医学協定を日独文化協定に対する予備工作とし将来之に編入せんとする意図を有して居つた。

右日独医学協定は独逸側に於ては独逸国医師院が協定当事者となる事になつて居り既に同国外務省の了解も済んで居るとの話であつたが余は其時日本で如何なる機関を其の当事者となすべきや之は大に考慮する必要ありと述べ且之に関する意見も具陳したが之に對し其後外国部長ヘーデンカムプ氏より十月七日附左の如き要旨の書面に接した。

「本締約当事者として日本側に於て如何なる機関が最も適当なりやは判らないが少くとも次の三つの可能性があると思ふ。

（一）日本に於て問題となるべき各種の機関（日独医学協会を含む）の発意に依り若くは少くとも貴国の厚生大臣の同意を得て本協定を我等と締結する。

（二）問題となるべき各団体若くは各機関の協力の下に一つの委員会を作り之が我等と本協定を締結する。

（三）日独医学協会が我等と本協定を締結し爾余の問題となるべき各団体若くは各機関が之に加入する。

何れにせよ本協定の実施は日本側に於ては日独医学協会の掌中に在る事が有効であり且つ希望する処である。」

【史料一】

「日、独文化協定並医事取極関係一件 2. 医事取極関係 分割一」
JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:B04013475100 (第三九〇四三画像目)、「日、独文化協定並医事取極関係一件 (B.1.0.0.J/G1) (外務省外交史料館)」

日独医学協定二関スル件

本件ニ関シ別添ノ締結交渉経緯ニヨリ協定草案ヲ携ヘ帰朝セル石橋博士ハ文化事業部ヲ訪レ市河課長ニ昨年末之ガ公認方ニ関シ依頼セララルル処アリタリ、其後同課長欠勤永キニ渉ル故ヲ以テ小官ニ研究方依頼シ来ラレシニヨリ数次同博士ト意見交換ノ後同協定案ニ多少ノ改訂ヲ加ヘ日独文化協定ノ趣旨ニ則応シ、其ノ範囲内ニ於テ、其ノ実施事項ノ一トシテ、成立セシメタキ趣ヲ以テ研究シ来レリ、右ニ関シ要記スヘキ点左ノ通

一、日独医学協会ノ目的、構成、事業状況、財政事情等別添ノ通因ミニ同協会ハ原田積善会ノ有力ナル財政的支持ヲ受ケオリ会員

ハ学界、開業医中ノ有力ナルモノヲ全国的ニ網羅シ役員又有力者ニシテ石橋博士中心トナリテ活発ナル活動ヲ続ケタリ事業施行ノ実力及結果頗ル見ルヘキモノアリ、目下財団法人設立準備中ニシテ之ガタメ原田積善会ヨリ十万円ノ寄付ヲ得ル趣ニテ大イニ日独医学提携増強方企図シオレリ。

二、本協定案ハ独逸側ハ独逸国医師院 (Reichsarztzammer) 其ノ当事者トナリ前頭交渉経緯協定草案末記ニ見ル如ク日本側ニ於テ日独医学協会ニ於テ異議ナケレバ直チニ両当事者間ニテ署名シ得ルモノトナリオレリ。

石橋博士ノ独逸滞在中ノ交渉ニヨレバ独逸側ハ本協定ハ日独医学ノ提携ニ関スルモノナレバ是非日本側ハ日独協会ソノ掌ニ当ラレタシトノ希望ナル趣ナルモ当時関係者ハ之ヲ将来締結サルヘキ日独文化協定ニ編入セントスル意志ヲ有シタリシニヨリ是非右ヲ日独文化協定ノ實際的実施事項ノ一トシテ成立セシムルコトヲ考フルニ至リ日本側トシテ其ノ内容及本邦側当事者ノ件ニツキ当局ノ認可ヲ求メラルルニ至リシ次第ナリ。(因ニ独逸医師院ハ同国外務省文化事業部ノ了解済ミナリ)

三、本協定ノ性質ニモ鑑ミ石橋博士ハ関係者タル厚生省ノ意向ヲモ訊ヌルタメ木戸前厚生相及広瀬同次官ノ意見ヲタ、キタルニ、右ハ大イニ賛成スヘキ事業ニシテ勿論異議ナク当事者ハ日独医学協会トナリ日独文化協定ノ範囲内ニ於テ成立セシムルコト極メテ望マシカルヘシトノ返事ナリシ由、

四、日本側当事者ノ件ニ関シテハ同博士ノ交渉経緯中ニモ見ユル如ク差当リ日本医師会、関係団体ヨリ選出構成シタル委員会、日独医学協会等考ヘラルモ左記ノ理由ニ基キ日独医学協会其ノ当事者トナルコト最モ妥当ナリト考ヘラル

イ、日本医師会ハ開業医ノミヲ以テ構成セラレオリ其ノ主要事業ハ国内ニ於ケル厚生問題、診療、健康保険等ニシテ仄聞スル所ニヨレバ内部的ニモ相当和ニ欠クルトコロアリ對外関係ニテ一致協力スルハ困難ナルモノアルガ如シ

ロ、委員会ヲ構成スルモ容易ニ意見纏ラザルベク財政問題モ頗ル厄介ナル上、

日本医師会、委員会等ガ本協力ニ深入リスルコトハ日本医学会ガ独逸トノミ片寄りテ提携ヲ図ル印象ヲ与ヘ右ハ内外ニ対シ必スシモ好影響ヲ与ヘザルベシ、

ハ、日独医学協会ハ学者招聘、文献交換其ノ他独乙側官民ト連絡シ従来此ノ種事業ノ大部分ヲ実行シ業績ヲ挙げツツアリ、日本医学会ニ於ケル声望ハ既ニ公認セラレオリ實際のニ事業ヲ發展セシムル財的要素ヲ与ヘオルコト、

ニ、独逸側ニ於テモ是非本協定ノ実施ハ日独医学協会ニ依頼スルコト望マシキ旨ヲ表示シオル趣ニシテ既ニ独乙国内ニ於テハ本協定ニ多大ノ興味ヲカケオリ一日モ速カニ其ノ成立ヲ期待シオレルコト、

五、本協定ノ締結ニツキ当省ノ公認ヲ得タル上ハ日独医学協会ヨリ在京独大使館ニ依頼シ独逸側ノ署名者ヲ定ムル様独逸側当事者ニ直チ

ニ交渉スルコト、ナリオレリ、

六、尚本協定ノ正式署名ハ日独医学協会ガ財団法人トナリタル暁ニスベシトノ議及成立ヲ予定セラルル日独文化連絡協議会ニ諮ルベシトノ議アルモ、前者ハ尚暫ク時日ヲ要シ一認可ハ確定シオレルモ手続上早急ニ運バズ一折角独逸側ニ於テ乗氣トナリテ待望シタレルヲ徒ニ遷延スルコトハ避クル方良シカルベク且日独文化協定締結後数ヶ月ヲ閱シソノ具体的実施事項モソロ／＼発表スル方政策的ニモ望マシキ所ナル他曾ツテ国際映画協会ガ法人ニ非ザルニ当方ノ了解ヲ得テ日独映画交換協定ヲ締結シタル例モアリ成可ク速ニ成立セシムル方此ノ際採ルベキカト思考セラル、後者ニ付テハ先般当方ヨリ対案ヲ提出シタルニ対シ未ダ何等回答モナク何時成立スルニ至ルヤ知レザル上同協議会ニテ種々議論スル時ハ或ハ厄介ナル介入意見モアルベケレバ右協議会成立ニ先立チ協定ヲ成立セシムル方却ツテ都合ナルベシト考ヘラル、

七、本協定成立ノ上ハ之ヲ記念シ日独医学協会ニ於テ独逸国医師指導統監ワグナー博士ヲ招待スル案アリトノコトナリ、

昭和十四年二月十五日

【史料三】

「日、独文化協定並医事取極關係一件 2. 医事取極關係分割2」
JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:B04013475200 (第一四一
〜一四九画像目)、日、独文化協定並医事取極關係一件 (B1.0.0.1/
C1) (外務省外交史料館)

〔日本語版〕

日本国独逸国間文化關係ノ完成ヲ目的トスル日独両国医師ノ協力ニ
関スル財団法人日独医学協会及独逸国医師院間取極

千九百三十八年十一月二十五日署名セラレタル文化的協力ニ関スル
日本国独逸国間協定ノ趣旨ニ基キ財団法人日独医学協会及独逸国医師
院ハ両国政府ノ同意ヲ得テ左ノ通協定セリ

一、両締約当事者ハ相手国ニ於ケル治療法、学術上ノ業績並ニ保健及
社会施設、医師ノ職業的生活並ニ文化ヲ親シク研究シ以テ其ノ
知識ヲ豊富ナラシメ両国医師間ノ友好關係ヲ育成シ且其ノ文化
的特性ニ対スル両国民ノ相互の理解ヲ増進セントスル両国医師
ノ希望ノ実現ニ対シ尽力スベシ

二、両締約当事者ハ恒久的の協力ニヨリ相手国ノ医師、学者、研究者
並ニ専門家ノ講演ヲ自国ニ於テ聴クノ可能性ヲ作り若ハ之ヲ増

進セシメ又同一ノ目的ヲ追求スル爾余ノ諸機関ト共同シ此ノ種
講演ノ準備ヲナシ講演者ノ選択及講演題目ニ付協議スベシ

三、両締約当事者ハ相手国ニテ一、記載ノ領域ニ於テ研究ヲ為サン
トスル希望アル医師ニ対シテ助言並ニ友誼的援助ヲ与ヘ各種ノ
便宜ヲ計リ且凡テノ施設ニ付能フ限り配慮スベシ

四、両締約当事者ハ規則的ニ文書ニヨリ且能フ限り口頭ヲ以テ左記事
項ニ付重要ナル意義ヲ有スル事実、事件、進歩並ニ変化ニ関シ
相互ニ通報スベシ

一般保健政策、保健立法
社会医学的及社会衛生的の状態並ニ施設特ニ社会保険
医学及両国医師ノ職業的狀態

五、両締約当事者ハ通例一層ノ研修ニ資スベキ義務ヲ一時的ニ施行シ
以テ其ノ知識ヲ拡充シ且其ノ經驗ヲ交換セントスル相手国医師
ノ努力ヲ能フ限り援助スベシ

六、両締約当事者ハ前条記述ノ目的ノ為學術的施設、研究所、クリ
ニック、病院及保健施設ニ於ケル活動ヲ仲介スルコトニ努力シ
此ノ種交換ニ当ツテ目的、時期、期間並ニ各種条件ニ関シテ相
互ノ活動ガ能フ限り同様ニ取扱ハル、ヤウ配慮スベシ

七、両締約当事者ハ各場合ニ於テ前記ノ諸形式及其他ノ諸条件ノ履行ニ当リ両国医師ニ助言ヲ与ヘ且困難アルトキハ之ガ除去ニ努力スベシ

八、両締約当事者ハ一般医師補習教育ノ施設ニ付相互ニ通報シ又右目
のニ資スベキ教程及催物ヲ規則的ニ通知スベシ

両締約当事者ハ相手国ノ医師ニ対シテ此ノ種適當ナル補習教育
ノ開催セラル、場合之ニ妥当ナル条件ヲ以テ参加スルヤウ援助
ヲ与フベシ

九、両締約当事者ハ相手国ニ於テ為セル専門医トシテノ活動ガ自国ニ
於ケル専門医トシテ認メラル、コト並ニ其ノ範圍ニ付協議シ且
専門医タルノ修業ノ為サル、病院ノ特性、大キサ及重要性並ニ
同所ニ活動スル医師ノ専門医の資質ニ関シ互ニ之ヲ通報スベシ

十、両締約当事者ハ相手国医師ノ為ニ其ノ業務以外ニ於テモ相互ニ便
益ヲ計リ相手国及其ノ文化ヲ知ラシメ且個々ノ医師或ハ医師団
体ニ対シ見学旅行案内並ニ之ニ類スル方法ヲ講ジ若ハ右計画ノ
準備及実施ノ援助ヲ為スベシ、両締約当事者ハ此ノ目的ノ為相
手国ヲ訪問シ且其際各自ノ計画ノ実行ニ関シ相手国医師団体ノ
援助ヲ得ントスル希望ヲ有スル自国ノ凡テノ医師ヲ遲滞ナク相
互ニ通知スベシ

両締約当事者ハ本取極ニ記載セラレタル目的ヲ以テ相手国ヲ訪
問セントスル医師ニ対シテ旅行及其ノ他ノ便宜ノ供与セラル、
ヤウ取計フベシ

十一、両締約当事者ノ幹部ハ相互ニ親シク接触ヲ計リ常ニ両国医師ノ
友好關係ヲ結合シ且之ヲ育成スルヤウ努力スベシ

十二、医師ノ國際的協力ノ範圍内ニ於テ殊ニ國際會議ニ際シ両締約当
事者ハ一致協力ヲ計ルヤウ協議スルニ努ムベシ

十三、両締約当事者ハ夫々両国政府当局以外医学、保健及社会的方面
ニ於テ文化交流ニ関与スル自国ノ爾余ノ凡ユル組織、施設及関
係者ト規則的ニ協力スベシ

両締約当事者ハ特ニ在東京日独文化協會並ニ在柏林日独協會ト
絶ヘズ緊密且恒久的ナル連絡ヲ保持スベシ

十四、両締約当事者ハ或機關若ハ事務所若ハ一個人ニ本取極ノ実施ノ
為ニ果サルベキ實際的任務ノ履行ヲ委任ス、右ノ代行機關及代
行者ハ相互ニ通知セラルベシ、事務ノ施行ニ当リテハ特ニ通知、
報告、及文献、法規等ノ送付ニ依リ規則正シク相互ニ通報スル
ノ任務ヲ有ス

両締約当事者ハ尚本取極中ニ記載サレタル領域ニ於テ両国ノ専

門的若ハ其他ノ雜誌中ノ論文ヲ相互的ニ発表スルコトヲ仲介ス
ベシ

十五、両締約当事者ハ本取極ヲ両国ノ文化的協力ノ育成ニ資スベキ此
ノ種協定ト適當ニ関連セシムルニ努ムベシ

十六、本取極ハ三年間効力ヲ有ス

右期間満了ノ六ヶ月前ニ廃棄ノ通告ナキ時ハ本取極ハ尚一年間
効力ヲ有スルモノトス

十七、本取極ハ署名ノ時ヨリ実施セラル、モノトス

本取極ノ実施ニ付必要アル場合ニハ両締約当事者ハ特別ノ取極
ヲ締結スベシ

右証拠トシテ下名ハ両締約当事者ノ正当ノ委任ヲ受ケ本取極ニ
署名セリ

昭和十四年六月二日即チ千九百三十九年六月二日東京ニ於テ日本語
及独逸語ヲ以テ本書ニ通ヲ作製ス

財団法人日独医学协会会长

医学博士 石橋長英

独逸国医師院外国部長

Dr. med. Karl Hadenkamp

〔ドイツ語版〕

VEREINBARUNG

zwischen

der Deutschen Reichsärztekammer und der Japanisch-
Deutschen Medizinischen Gesellschaft

über

die Zusammenarbeit der deutschen und japanischen
Aerzte zum Ausbau der kulturellen Beziehungen

zwischen Deutschland und Japan.

Im Sinne des am 25. November 1938 unterzeichneten
Abkommens über die kulturelle Zusammenarbeit zwischen dem
Deutschen Reich und Japan sind die

Reichsärztekammer und die

Japanisch-Deutsche Medizinische Gesellschaft
mit Zustimmung der Regierungen beider Länder in Folgendem
übereingekommen:

1. Die Vertragschliessenden werden sich die Verwirklichung der Wünsche der Aerzte ihrer Länder angelegen sein lassen, die Heilmethoden, die wissenschaftlichen Leistungen und Fortschritte, die gesundheitlichen und sozialen Einrichtungen, das berufliche Leben der Aerzte und die Kultur des anderen Landes aus eigener Anschauung kennen zu lernen, um damit ihr Wissen zu bereichern, die freundschaftlichen Beziehungen zwischen den Aerzten beider Länder zu pflegen und das gegenseitige Verständnis der beiden Nationen für ihre kulturelle Eigenart zu fördern.

2. Sie werden durch ständige Zusammenarbeit die Möglichkeiten dazu schaffen oder ausbauen, in ihrem Lande Vorträge von Aerzten, Gelehrten, Forschern und Sachkennern des anderen Landes zu hören. Sie werden gemeinsam mit den übrigen Stellen, die die gleichen Ziele verfolgen, solche Vorträge vorbereiten und sich über die Auswahl der Vortragenden und den Gegenstand der Vorträge verständigen.

3. Sie werden denjenigen Aerzten des anderen Landes durch Beratung und kollegiale Unterstützung nach Möglichkeit in jeder Weise und mit allen ihren Einrichtungen zur Verfügung stehen,

die auf den in Ziffer 1 bezeichneten Gebieten in ihrem Lande Studien zu treiben wünschen.

4. Sie werden sich gegenseitig regelmässig schriftlich und, soweit es möglich ist, auch mündlich über Tatsachen, Ereignisse, Fortschritte und Aenderungen unterrichten, die für die allgemeine Gesundheitspolitik und Gesetzgebung, die sozialmedizinischen und sozialhygienischen Verhältnisse und Einrichtungen, insbesondere die Sozialversicherung, die medizinische Wissenschaft und die beruflichen Verhältnisse der Aerzte ihrer Länder von Wichtigkeit sind.

5. Sie werden das Bestreben der Aerzte des anderen Landes möglichst unterstützen, durch vorübergehende Ausübung einer ärztlichen Tätigkeit, die in der Regel der weiteren Ausbildung dienen soll, ihre Kenntnisse zu erweitern und ihre Erfahrungen auszutauschen.

6. Sie werden sich bemühen, hierzu Tätigkeiten an wissenschaftlichen Einrichtungen, in Instituten, Kliniken, Krankenanstalten und bei den Organen der

Gesundheitsverwaltung zu vermitteln und bei einem solchen Austausch dafür zu sorgen, dass die beiderseitige Tätigkeit in Bezug auf Zweck, Zeitpunkt, Zeiddauer, Bedingungen und Voraussetzungen möglichst gleichartig gestaltet wird.

7. Sie werden in jedem Falle die Aerzte bei der Erfüllung der vorgeschriebenen Formalitäten und sonstigen Voraussetzungen beraten und sich um die Beseitigung etwaiger Schwierigkeiten bemühen.

8. Sie werden sich gegenseitig über die Einrichtungen der allgemeinen ärztlichen Fortbildung unterrichten und sich regelmässig die Lehrgänge und Veranstaltungen mitteilen, die diesem Zwecke dienen. Sie werden den Aerzten des anderen Landes behilflich sein, zu angemessenen Bedingungen an geeigneten Fortbildungsmöglichkeiten dieser Art teilzunehmen.

9. Sie werden sich darüber verständigen, ob und inwieweit eine in dem anderen Lande abgeleistete fachärztliche Tätigkeit auf die Anerkennung als Facharzt im eigenen Lande angerechnet werden kann und sich dazu über die Eigenart, Grösse und Bedeutung der Krankenanstalten, in denen die fachärztliche Ausbildung erfolgt,

sowie über die fachärztliche Qualität der an ihnen tätigen Aerzte unterrichten.

10. Sie werden sich der Aerzte des anderen Landes auch ausserhalb ihrer beruflichen Tätigkeit annehmen, ihnen die Kenntnis des Landes und seiner Kultur nahebringen und dazu auch Studienreisen, Führungen und ähnliche Massnahmen für einzelne Aerzte oder für Gruppen von Aerzten veranstalten oder den Aerzten bei der Vorbereitung und Durchführung solcher Vorhaben behilflich sein. Sie werden sich dazu alle Aerzte ihres Landes rechtzeitig mitteilen, die das andere Land besuchen werden und den Wunsch haben, dabei die ärztliche Körperschaft zur Durchführung ihres Vorhabens in Anspruch zu nehmen.

Sie werden sich dafür einsetzen, dass Aerzten, die zu den in dieser Vereinbarung genannten Zwecken das andere Land besuchen wollen, Reise- und sonstige Vergünstigungen zuteil werden.

11. Die führenden Persönlichkeiten der vertragschliessenden Körperschaften werden bemüht sein, auch persönlich miteinander in Fühlung zu gelangen, um freundschaftliche Beziehungen zwischen den Aerzten beider Länder anzuknüpfen

und zu pflegen.

12. Im Rahmen der internationalen ärztlichen Zusammenarbeit und namentlich auf internationalen Kongressen werden die Vertragsschliessenden bestrebt sein, sich über ein einheitliches Zusammenarbeiten und Verhalten zu verständigen.

13. Ausser mit den zuständigen Stellen ihrer Regierungen werden die Vertragsschliessenden jeder für sich mit allen sonstigen an dem Kulturaustausch auf medizinischem, gesundheitlichem und sozialen Gebiete beteiligten Organisationen, Einrichtungen und Persönlichkeiten ihres Landes regelmässig zusammenarbeiten. Sie werden insbesondere eine enge, ständige Verbindung mit dem Japanisch-Deutschen Kulturinstitut in Tokyo und mit der Deutsch-Japanischen Gesellschaft in Berlin aufrecht erhalten.

14. Sie beauftragen eine Stelle oder ein Büro oder eine Person mit der Erledigung der praktischen Aufgaben, die zur Durchführung dieser Vereinbarung zu erfüllen sind und teilen sich diese geschäftsführende Stelle oder Person mit. Die Geschäftsführungen haben insbesondere die Aufgabe der

regelmässigen gegenseitigen Unterrichtung durch Mitteilungen, Berichte, Uebersendung von Literatur, gesetzlichen Vorschriften usw. Sie werden auch die wechselseitige Veröffentlichung von Arbeiten aus den in dieser Vereinbarung bezeichneten Sachgebieten in Fach- und sonstigen Zeitschriften ihres Landes vermitteln.

15. Die Vertragsschliessenden werden sich bemühen, diese Vereinbarung mit ähnlichen Uebereinkommen, die der Pflege der kulturellen Zusammenarbeit der beiden Länder dienen, in geeignete Verbindung zu bringen.

16. Diese Vereinbarung gilt für die Dauer von drei Jahren. Wird sie nicht spätestens sechs (6) Monate vor Ablauf dieser Zeit gekündigt, so gilt sie für ein weiteres Jahr.

17. Diese Vereinbarung tritt mit der Unterzeichnung in Kraft. Ueber ihre Durchführung werden die Vertragsschliessenden nötigenfalls besondere Vereinbarungen treffen.

Zu Urkund dessen haben die Unterzeichneten, von den Vertragsschliessenden gut und richtig bevollmächtigt, diese

Vereinbarung unterzeichnet.

So geschehen in zweifacher Ausfertigung, in deutscher und japanischer Urschrift

zu Tokyo den 2 sten Juni 1939, d.h. den 2 sten Tag des 6 ten Monats des 14 ten Jahres der Showa-Periode.

Dr. Med. Karl Haedenkamp

Leiter der Auslandsabteilung der Reichsärztekammer

Dr. Choei Ishibashi

Präsident der Japanisch-Deutschen Medizinischen Gesellschaft

【史料四】

〔「日、独文化協定並医事取極関係一件 2、医事取極関係分割2」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B04013475200 (第二〇六画像目)、「日、独文化協定並医事取極関係一件 (B.1.0.0.J/G1) (外務省外交史料館)」

条約局長 條約局第三課長

厚生省外衛第一二〇六号

昭和十七年十月十二日

厚生次官〔印〕

外務次官 殿

日独医学協定ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ九月十二日条三普通第三三九号ヲ以テ照会ニ係ル日本医療団ニ付テハ左記並ニ別紙日本医療団関係法令及日本医療団概要ニ依リ御了知相成度

追而日独医学協定ノ日本側当事者ニ関スル独乙側委員ノ希望ニ付テハ従前ノ経緯其ノ他ヲ篤ト検討ノ上別途協議スルコトト致度申添候

記

一、日本医療団ハ医療ノ内容ヲ向上シ其ノ普及ヲ図ルコトヲ目的トシテ設立サレタル特殊法人(私法人)ニシテ病院、診療所及産院ヲ設置経営スルコトヲ主タル業務トシ医師ヲ統制スル団体ニアラズ

二、従ツテ日本医療団ハ日独医学協定ノ当事者トシテハ適当ナラザルモノニシテ且同協定ノ当事者タル日独医学協会ヲ同団ニ於テ統制スル機能ヲ有セザルノミナラズ同団ガ同協定ニ関スルコトハ適当ナラザルモノト認ム